

第 1 章 策定の背景及び目的

1 策定の背景及び目的

篠山市は、天下普請で築城された篠山城と城下町を中心に、宿場町、農村集落、窯業集落などの町や集落の景観、全国的にも著名な黒大豆や山の芋などを生産する田畑、市域の7割を占める緑豊かな山林や山並み、オオサンショウウオの棲む清流、京文化や播磨地方の影響を受けた様々な形態を持つ祭礼などの伝統文化を含む重層的な歴史や文化を守り伝えてきた。現在の篠山市は、主として中世を起源として近世に大きく発展した農村都市の姿が多種多様な文化財群とともに一体的に保存継承されており、全国各地で再認識されている「日本の原風景」^(※1)が、篠山市では今なお色濃く残されていることを示している。

篠山市教育委員会では、「篠山市総合計画」に基づき、文化財が多く残されていることを最大限に活かした「日本の原風景 篠山」を後世に伝えるまちづくり施策を進めている。

また、篠山市のシンボルともいえる篠山城が慶長14年(1609)に築城されてから平成21年(2009)には築城400年という記念すべき年を迎え、丹波篠山築城400年祭を開催した。篠山市では築城400年祭を契機として「暮らしと住まい」、「歴史と文化」さらに「観光」をキーワードに、ここに暮らす人々や丹波篠山に魅力を感じる人々とともに新たな価値を創造し、未来を創り上げるまちづくりを進めるため様々な取り組みを始めている。

「日本の原風景 篠山」を後世に伝える各種施策や丹波篠山築城400年祭を機に進めようとしているまちづくりには、文化財は欠くことのできない貴重な「資産」であると共に、現在及び将来のまちづくりの核となるべきものであり、市域に広がる多様な文化財を正確に調査・把握し、積極的に保存・活用を図る必要がある。しかし、現在のところ一部の調査にとどまっているのが実情である。

また、少子高齢化などによって文化財を保存・活用していく担い手の減少や「日本の原風景」の核となる田畑・山林の荒廃、建造物の老朽化や無住化などとい

った大きな問題が生じており、これらの問題を解決する施策立案や施策の確実な進捗も早急に求められている状況である。

こうした中で、文化庁では、長い歴史のなかで多くの人々の努力により守られてきた文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為と関わりながら伝統的な価値を形成しており、文化財はその立地環境と相互に有機的につながっていること、また文化財を社会全体で継承していくためには、魅力的なかたちでわかりやすく伝えていくことが必要であるとの認識をとりまとめた^(※2)。そこで、一定のテーマの下に周辺環境まで文化財を総合的にとらえる「文化財の総合的把握」と地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための「歴史文化基本構想」を自治体単位で策定することを推進するため、平成20年度(2008)に地方自治体を対象として調査・構想策定を委託する「文化財総合的把握モデル事業」を創設した。

こうした背景を受けて、「日本の原風景 篠山」の構成要素となる文化財を総合的にとらえ、積極的な保存・活用を図り、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、「文化財総合的把握モデル事業」を活用し、市内に残る城下町や宿場町、農村集落、旧街道沿いに残る街道集落、またそれら街道や集落周辺に広がる丹波篠山産の豊かな農作物を生み出す田畑や山林などの自然景観等を、「日本の原風景 篠山—中世を起源とし近世に発展した農村都市の姿、篠山城下と関連文化財群—」と位置づけ、市全域を「歴史文化保存活用区域」と捉えた一体的な保存・活用の在り方を示すことを目的として、「篠山市歴史文化基本構想」を策定することとした。

【第1章1(1) 補注】

(※1) 日本各地で高度経済成長期における都市化や市街化が進展し、風景が変容していった中で、固有の歴史的な町並みや田園風景が現在まで継承されている篠山市の風景は、まさに「日本の原風景」の一つの典型を為すものとして位置付けている。

(※2) 『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』(平成19年10月30日)による。

2 構想策定の体制

「日本の原風景 篠山」の構成要素となる文化財を多様な視点から総合的に把握し、学術的価値の明確化や、まちづくりへの位置づけを的確かつ効果的に行っていくため、また、市民を中心とした積極的な保存及び活用を推進していくため、市民、学識経験者ならびに行政関係者 17 名で構成する「篠山市歴史文化基本構想等策定委員会」を設置して検討した。

篠山市歴史文化基本構想等策定委員会は、「①歴史文化基本構想の策定に関すること」、「②保存活用計画の策定に関すること」、「③市内に所在する文化財の調査に関すること」、「④その他委員会の目的達成に必要なこと」に関する調査検討を行い、その結果を教育委員会へ報告した。また、委員会に文化財調査専門部会を置くとともに、必要に応じて文化財調査専門員を置き、文化財を専門的に調査し、その活用方法等を検討したうえで、委員会へ報告する過程を踏まえて構想を策定した。

なお、策定にあたっては、文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室の支援及び指導を受けながら進めた。

■ 篠山市歴史文化基本構想等策定委員会の構成

【学識経験者】

委員長

益田兼房（立命館大学教授）

景観・まちづくり調査部会（文化財調査専門部会主任調査員）

三輪康一（神戸大学大学院工学研究科准教授）

建造物・町並み調査部会

黒田龍二（神戸大学大学院工学研究科准教授）

農村・自然環境調査部会

山崎寿一（神戸大学大学院工学研究科教授）

民俗文化調査部会

大江篤（園田学園女子大学教授）

文化財防災調査部会

大窪健之（立命館大学理工学部教授）

【市民代表】

副委員長

大路靖（篠山市文化財保護審議会会長）

小林一三（篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長）

栗野章治（福住地区まちなみ選定準備委員会委員長）

才本謙二（H20 たんば世話人、兵庫県ヘリテージマネージャー）

鷲尾隆円（文保寺観明院住職）

【行政関係】

*平成 20～22 年度

村上裕道（兵庫県教育委員会文化財室長）

*平成 20 年度

川端宏幸（兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課長）

*平成 21、22 年度

大町勝（兵庫県県土整備部まちづくり局長兼都市政策課長）

*平成 20 年度

阪出裕昭（兵庫県丹波県民局県土整備部森のまちづくり担当参事）

*平成 21 年度

松本正利（兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事）

*平成 22 年度

北中五雄（兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事）

*平成 20 年度

栗野義範（篠山市まちづくり部次長）

*平成 22 年度

若泰幸雄（篠山市まちづくり部長）

*平成 20～22 年度

長澤義幸（篠山市農都創造部長）

*平成 20 年度

小山辰彦（篠山市教育委員会次長）

*平成 21 年度

上田英樹（篠山市教育委員会次長）

*平成 22 年度

長谷川正（篠山市教育委員会次長）

【文化財調査専門委員】

景観・まちづくり調査部会

栗山尚子（神戸大学大学院工学研究科助教）

建造物・町並み調査部会

合田喜賢（神戸大学大学院自然科学研究科博士後期課程）

民俗文化調査部会

久下正史（神戸大学大学院国際化学研究科学術推進研究員）

藤原喜美子（流通科学大学情報学部経営情報学科准教授）

3 構想策定の経過

本構想は下記に示すとおり、平成 20 年(2008) 6 月 12 日に文化財総合的把握モデル事業計画書を文化庁に提出し、同年 10 月 1 日付けで文化庁と篠山市で「文化財総合的把握モデル事業」に関する委託契約を締結した後、同年 12 月 9 日の第 1 回歴史文化基本構想等策定委員会を開催し、平成 23 年(2011) 1 月までに 9 回の委員会、5 回の文化財調査専門部会調整会議を開催して検討した。

また、平成 21 年(2009) 3 月、平成 23 年(2011) 2 月に主として市民を対象としたシンポジウムの開催、平成 22 年(2010) 10 月には市内 6 カ所で本構想の市民説明会を開催するなど、専門的な見地からの調査、幅広い分野で構成される委員会における審議、市民を対象とした歴史文化まちづくりに関する情報発信を展開することを通じて、まとめに至った。

【平成 20 年度】

- 6 月 12 日 文化財総合的把握モデル事業計画書の提出
- 8 月 29 日 文化財総合的把握モデル事業採択通知
- 10 月 1 日 文化庁と文化財総合的把握モデル事業委託契約締結
- 10 月 10 日 篠山市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱施行
- 10 月 15 日 定例教育委員会で報告
- 12 月 9 日 第 1 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 12 月～ 文化財把握調査の実施
- 1 月 27 日 第 2 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 3 月 23 日 第 3 回歴史文化基本構想等策定委員会

【平成 21 年度】

- 4 月～ 文化財調査専門部会による詳細調査の実施
- 6 月 10 日 第 1 回文化財調査専門部会調整会議
- 8 月 5 日 第 4 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 8 月～ 自治会長等へのアンケート調査の実施
- 12 月 2 日 第 2 回文化財調査専門部会調整会議
- 12 月 14 日 定例教育委員会で報告
- 12 月 22 日 第 3 回文化財調査専門部会調整会議
- 2 月 21 日 シンポジウム「ひと・もの・まつりー歴史遺産を活かしたまちづくり」開催

- 3 月 10 日 第 5 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 3 月 14 日 シンポジウム「これから 100 年のまちづくりを考える」開催

【平成 22 年度】

- 6 月 16 日 第 4 回文化財調査専門部会調整会議
- 6 月 30 日 第 6 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 10 月 20 日 第 7 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 10 月 21 日 市内 6 カ所で市民説明会の開催
～ (篠山市景観計画及び篠山市歴史文化基本構想策定説明会)
- 10 月 31 日 基本構想策定説明会)
- 11 月 4 日 定例教育委員会で協議
- 11 月 15 日 第 5 回文化財調査専門部会調整会議
- 12 月 8 日 第 8 回歴史文化基本構想等策定委員会
- 12 月 13 日 定例教育委員会で協議
- 1 月 13 日 第 9 回歴史文化基本構想等策定委員会
策定委員会から構想原案を教育委員会に報告
定例教育委員会で協議
- 1 月 21 日 臨時教育委員会で構想(案)を議決
- 1 月 31 日 基本構想(案)の公表
～ 及び
- 3 月 1 日 パブリックコメントの実施
- 2 月 21 日 篠山市広報「丹波篠山」2011 年 3 月で構想(案)の特集記事掲載
- 3 月 9 日 定例教育委員会で構想について議決
篠山市歴史文化基本構想の告示



歴史文化基本構想等策定委員会の様子



市民説明会・シンポジウムの様子



シンポジウム

4 篠山市歴史文化基本構想の位置付け

(1) 「篠山市総合計画」、「篠山市教育振興基本計画」等及び既存事業等との関係

篠山市歴史文化基本構想は、篠山市域に数多く存在している文化財を「日本の原風景 篠山」の構成要素と位置付け、「篠山市総合計画」及び「篠山市教育振興基本計画」（篠山きらめき教育プラン）に即して、篠山市における歴史・文化関連施策の展開にあたっての基本的方針を提示するものと位置付ける。

また、「篠山市国土利用計画」、「篠山市農村振興基本計画」、「篠山再生計画」、「篠山市景観計画」などの関連計画と連携、整合のとれた構想とするとともに、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」や篠山市の「篠山市緑豊かな里づくり条例」「篠山市景観条例」等による環境保全・形成手法を本構想の支援手法の一つとして位置づける。

さらに、本構想に基づき、文化財保存事業などの事業と「文化財保護法」や「都市計画法」などに基づく

制度の両輪での施策展開を進めるとともに、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく地区整備計画や篠山市の「篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づく里づくり計画、まちづくり協議会による市民のまちづくり活動を推進し、市民、事業者、行政等が協働で歴史文化の保存・活用に取り組む構想とする。

また、本構想における文化財の総合的把握及び関連文化財群の整理に基づき、多様な文化財とその周辺環境を一体的に保存・活用していくための基本理念・基本方針を提示した上で、市全域を対象として文化財を活かしたまちづくりを進めるための手法、各主体の連携協力の枠組み、人材育成等の方策を提示するものとした。加えて、市民や活動団体、企業等（以下「市民等」と記載）による地区別ならびに集落別の関連文化財群保存活用計画の考え方についても提示するものとする。

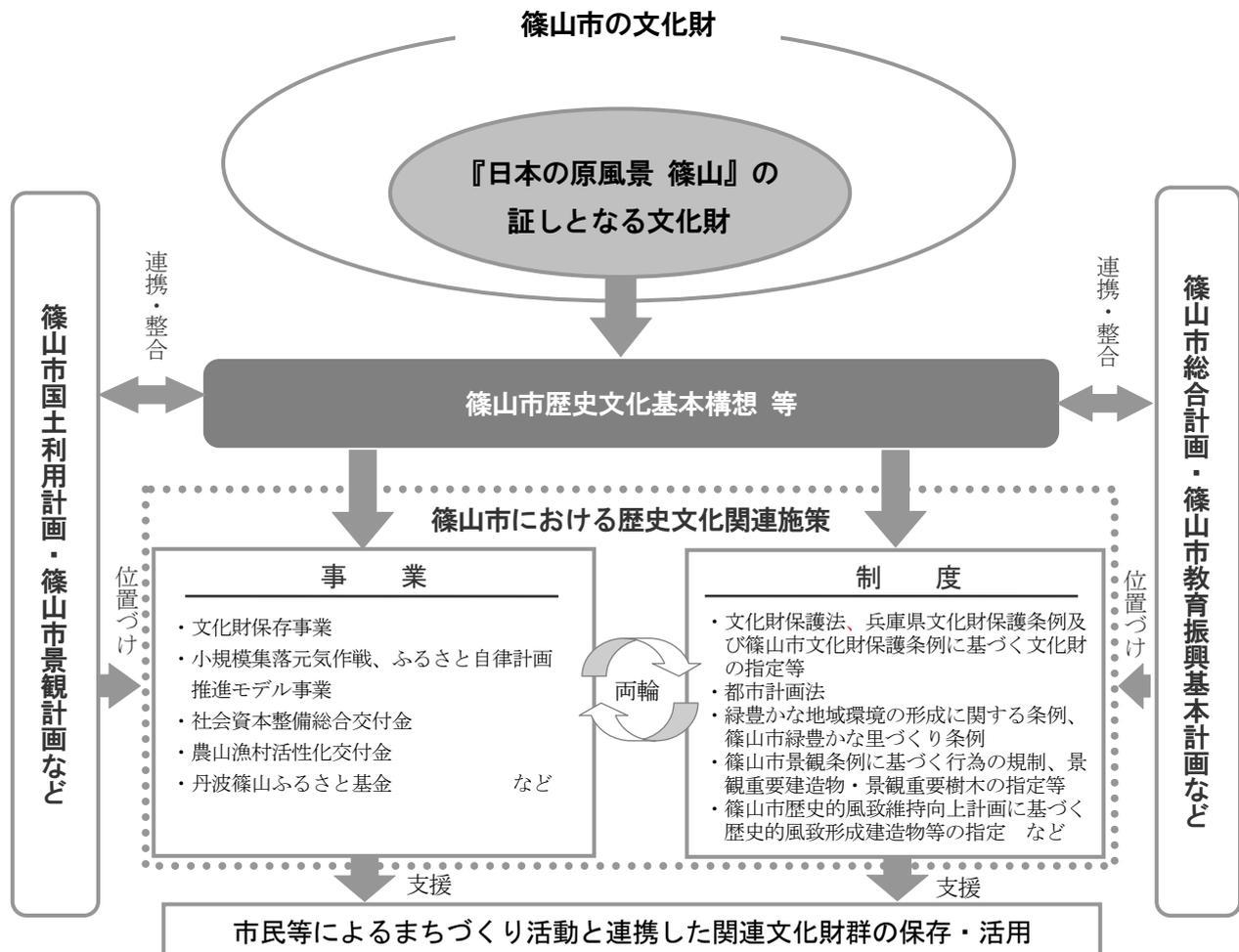


図1-1 篠山市歴史文化基本構想の位置付け

(2) 期待される効果

歴史文化基本構想に期待される効果として、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書では、以下の4点があげられている。

○ 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用

基本構想の策定に当たり、地域に潜在している文化財を見つけ出すことにより、それらの文化財についても価値が顕在化しないまま開発や老朽化により失われていくことを未然に防ぐことが期待できる。また、従来の個別の文化財保護の枠組みの中では見落とされがちであった文化財の多様な意義や価値、保護の必要性が明らかになることで、それらを一体として保存することが可能となる。

○ 文化財を核とした地域の魅力の増進

地域において基本構想に基づいた文化財の保存と活用のための施策が講じられることで、一定の方針に基づいた文化の薫り高い空間が形成される。このことにより、地域の魅力の増進と活力の向上にも寄与すると思われる。

特に、過疎化や少子高齢化が進む地域において、まつりや民俗芸能などを核とした地域づくりを行うことで、伝統文化の継承に加え、地域の証し（アイデンティティ）の確保が期待できる。その際、当該地域だけ

では行事が執り行えない場合には、行政や他の地域の人々との連携協力も考えられ、その結果、人々の交流が生まれ、地域が活性化することも期待できる。

○ 地域との連携協力の推進

基本構想を策定することにより、自らが住む地域の歴史やその中で生まれ育まれてきた文化的所産が、一定の関連性を伴って分かりやすく住民に示され、地域への理解を深め、誇りを高めることにつながる。さらに、地域の文化財の保存・活用のための構想が一般住民に示されることにより、住民が文化財保護の活動に参加しやすくなることや、地域の企業から協力が得やすくなることが考えられる。

○ 他の行政分野との連携の促進

歴史文化基本構想と、地方公共団体の行政計画との緊密な連携を行うことで、他の行政分野との連携や整合性が図りやすくなる。そのためにも、文化財保護を取り扱う教育委員会などと、まちづくりの担当部局との連携協力のもと基本構想が策定されることが必要である。

さらに、基本構想に防災の観点を入れることにより、地域全体として、かけがえのない貴重な文化財の災害からの保護が図られることを期待する。

【第1章4(2) 参考・引用文献】

1) 『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』（文化審議会文化財分科会企画調査会、2007. 10. 30）

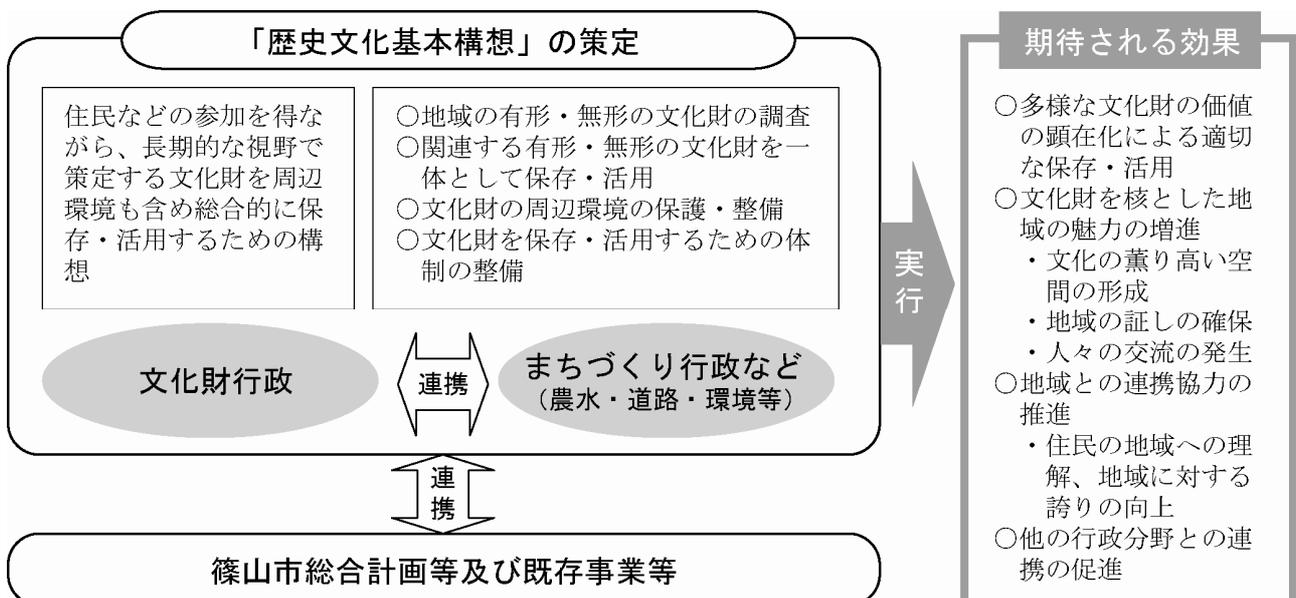


図1-2 「歴史文化基本構想」によるまちづくり

(文化庁文化財部パンフレット「文化財の保護とまちづくり」より作成)

